

重点地区まちづくり計画を 検討する区域の指定の理由書

- 1 重点地区まちづくり計画を検討する区域の名称
外環の2沿道富士街道北部地区

- 2 理由

本地区内には、東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2（以下「外環の2」という。）や東京都市計画道路幹線街路補助線街路第232号線が計画されている。外環の2については、現在、東京都が事業認可を取得し、整備を進めており、区は、外環の2の整備にあわせて、沿道においては良好な住環境を保持しつつ、中層の集合住宅や沿道型の便民施設の立地を促すとともに、その周辺地区においては、低層および中層住宅地にふさわしい住環境を目指すこととしている。

今後、整備を進める都市計画道路事業の進捗にあわせて、総合的なまちづくりを推進していくに当たり、本地区を練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号）第42条に規定する「重点地区まちづくり計画を検討する区域」として定める。

- 3 整備方針

外環の2の整備を契機として、沿道では周辺と調和した、建物の中層化を図るとともに、周辺地区では、みどり豊かで閑静な居住環境に配慮しつつ、災害に強く安全・安心なまちの形成を目指す。